

課税免除の対象となる施設（旅館業）

	施 設	対 象
旅館と同じ棟	旅館用施設及び旅館関連施設	
	客室	○
	フロント・事務室	○
	浴室・サウナ室	○
	添乗員室	○
	配膳室・厨房・パントリー	○
	リネン室・倉庫	○
	宴会場	○
	レストラン・ラウンジ・喫茶コーナー・プール・ジム	○
	その他宿泊客が利用する施設	○
旅館関連でないもの	結婚式場	×
	居宅	×
	ゴルフ場関連施設（カート置き場、キャディー室等）	×
旅館と別棟	機械室（旅館の耐用年数を用いるものに限る）	○
	旅館の構内にある守衛所・詰所等（同上）	○
	車庫・浄化槽上屋等（同上）	○
	事務棟・管理棟	×
	職員宿舍	×
	倉庫	×

1 (×印) は面積の如何にかかわらず、対象になりません。